

◎新潟県告示第249号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び上越地域振興局妙高砂防事務所において縦覧に供する。

平成26年2月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 区域の名称

相久保（追加）急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から12号までを順次結んだ線及び標柱12号と1号を平成6年3月25日新潟県告示第1006号で指定した相久保急傾斜地崩壊危険区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

妙高市大字猿橋

字相久保

663番11	1号
659番1	2号
648番2	3号
648番1	4号
644番1	5号
643番	6号

字谷内

628番2	7号
627番2	8号
625番4	9号
623番1	10号
616番2地先道路敷	11号
614番1	12号